

議員さんが議会を軽視しては

委員会の独走 足寄ばかりではありません

なにかといえは理事者側
の執行ぶりを追及する側の
議員さんが、案外に自治法
を無視していかげんな議
会活動をしていることを前

号で指摘しましたが、これ
は足寄だけの現象ではなく
て、足寄ほどではないとし
てもある程度似たりよつた
り、いずれも慣例化して
いて事務局の方でもいま
「間違いです」と注意す
るの難しく、新人議員に
すれば先輩議員のやつとい
うのが町村議会の現状。

どこが間違っているか

いつたどこか間違いな
のか、前号の指摘ではよく
わからぬという声もあ
るので、さらにその点を解
説してみます。

地方自治法では、「議会
は議長と副議長二人を選挙
しなければならない」とな
っているのに対して常任委
員会は「置くことができる
一」となっていて、これは必
ずの制度ではなく小さな町
村では返つて議会運営を煩
雑、非効率にするので置か
ない方がよいといわれてい
るほどで、委員会は単なる
議会の内部機関であつてあ
るべきで、議会一本が主
体でなければならぬものに
型となつて、委員会がある

ることに異議をさしさま
することもなく、かんじんの職
長にしてもヤブなことはい
つてもいいが、その間は
必ずしも調子を合せて議長
の座を守るのか精いっぱい
いつた形でかくしてだれ
も注意するものがないとい
うのが町村議会の現状。

たに非能率的になつてい
ること。そのため自治法では、委
員会活動は閉会中を原則と
して、会期を決めるの
は議会なのだから必要な
期にすればよく、そのため
閉会中の審査は例外として
「議会の議決により付託さ
れた特定の事件」だけとな
つており、そのよきな「特
定の事件」はこの町村で
も年間を平均すると

極端な例として前号で
りあげた足寄町議会の総務
常任委員会の場合は、六月
の定例会において、町有財
産の管理、財政、町の計
画、町条例などについて明
年三月末まで閉会中の審査
をしたと申し出て、議会は
これを付託することに
したが、これだけの項目
をならべて町のあらゆる
ことをいつたんぞでも手
りしだいに無制限にあり得
る付託を、特定期間が決め
ないこと、特定期間が決め
算を規定した五年も十年も

八百長付託で本州旅行

は、その議案がある地区から
道路改良の陳情が出され、
あるPTAから学校施設の
陳情が出されたといふれば、
それそれ担当委員会に調査
を付託し本会議を休会し、
その間、付託案件のない委
員会は所管部門の調査をす
るなりして待機し、陳情な
どはその会期中にテキパキ
と処理すべきで、特に重要
な案件については利害関係
者や学識経験者の意見をき
く公聴会の制度があるので
それこそ閉会中の審査とし
て問題を生民のなかにもち
込んで民主的な解決をはか
るべきなのに、そういう制
度を活用したことがないこ
と。

か結論が得られず委員会に
付託になつた「特定の事件
」に限られていること。
ところが実際には、議会で
議論をつくれぬうちに収拾
がつかないの中止を得ず
委員会付託に「というより
も、あらかじめ各委員会の
方で段取りをつけておいて
町内の所管事務調査をした
い、何々の件で調査した
を調査したい、何々の件で
本州の何々を調査したい
と議長に申し出ると議長は
議会にはかれは満場異議な
くスイスイと議決しこれが
委員会付託の大半で、議会
として真に必要に迫られて
の付託ではなくて、お互い
議員同士の八百長付託
だから昨年は何々委員会
が本州へいつたからとし
は何々委員会が「暗黙の
」ワタリがついて、あと
はなんの目目をつけるか
けといつたところで、こと
の議員改選の直前に建設
委員会(鳴海委員長)と文
教委員会(新沼委員長)と
がそろつて本州視察をおこ
にあたる義務もあること。

なつたのは、あと任期もな
いだけに町民不在の「喰い
逃げ公費旅行」ではないか
と非難されたもの。
委員会といつてもせいぜ
い五、六名の構成で、一名
でも欠席すれば委員長を除
いて三、四名での審議とな
るので、一、二名の発言力
の強い議員に引きまわされ
てしまふおそれもあり、委
員会の方であらかじめ段取
りをつけておいて議会に形
式的に申し出て許可をとり
の意志によつて命をうけた
かのように行動するのはお
かしなこと、先進地視察
などという議会活動はあり
得ないこと。

あくまで本会議の締議
のなかに必要が生じて町内
なり町外なりの調査をどの
委員会かに議会として付託
する必然性がなければなら
ない筈で、理事者側の説明
会としては積極的的的的道内
でも道外でも出かけて調査
にあたる義務もあること。

は、その議案がある地区から
道路改良の陳情が出され、
あるPTAから学校施設の
陳情が出されたといふれば、
それそれ担当委員会に調査
を付託し本会議を休会し、
その間、付託案件のない委
員会は所管部門の調査をす
るなりして待機し、陳情な
どはその会期中にテキパキ
と処理すべきで、特に重要
な案件については利害関係
者や学識経験者の意見をき
く公聴会の制度があるので
それこそ閉会中の審査とし
て問題を生民のなかにもち
込んで民主的な解決をはか
るべきなのに、そういう制
度を活用したことがないこ
と。

は、その議案がある地区から
道路改良の陳情が出され、
あるPTAから学校施設の
陳情が出されたといふれば、
それそれ担当委員会に調査
を付託し本会議を休会し、
その間、付託案件のない委
員会は所管部門の調査をす
るなりして待機し、陳情な
どはその会期中にテキパキ
と処理すべきで、特に重要
な案件については利害関係
者や学識経験者の意見をき
く公聴会の制度があるので
それこそ閉会中の審査とし
て問題を生民のなかにもち
込んで民主的な解決をはか
るべきなのに、そういう制
度を活用したことがないこ
と。

は、その議案がある地区から
道路改良の陳情が出され、
あるPTAから学校施設の
陳情が出されたといふれば、
それそれ担当委員会に調査
を付託し本会議を休会し、
その間、付託案件のない委
員会は所管部門の調査をす
るなりして待機し、陳情な
どはその会期中にテキパキ
と処理すべきで、特に重要
な案件については利害関係
者や学識経験者の意見をき
く公聴会の制度があるので
それこそ閉会中の審査とし
て問題を生民のなかにもち
込んで民主的な解決をはか
るべきなのに、そういう制
度を活用したことがないこ
と。

は、その議案がある地区から
道路改良の陳情が出され、
あるPTAから学校施設の
陳情が出されたといふれば、
それそれ担当委員会に調査
を付託し本会議を休会し、
その間、付託案件のない委
員会は所管部門の調査をす
るなりして待機し、陳情な
どはその会期中にテキパキ
と処理すべきで、特に重要
な案件については利害関係
者や学識経験者の意見をき
く公聴会の制度があるので
それこそ閉会中の審査とし
て問題を生民のなかにもち
込んで民主的な解決をはか
るべきなのに、そういう制
度を活用したことがないこ
と。

住宅産業に奉仕する店
新店舗は11月28日にオープン
しました 大通り南三区へ
家具 新建材 サツン ガラス
有限 桜井家具建具店
会社 足寄町北五区 T 二三六二 製作工場 T 三三一五



北道 足寄町 ちかちか新聞社 T2551
毎句5の日発行 1ヵ月200円
1ヵ年前納の場合に限り2,000円

足寄ライオンズ
が町民憲章碑を
足寄町ライオンズ・クラブ
ブ(豊田春男会長)では国
際認証五周年記念事業の一
環として、足寄町民憲章碑
を役場前に建立して町に寄
り、こころをこめました。
+州のこころをこめました
きみかけ石に全文彫刻で制
作費は百万円を見込まれて